

公益社団法人花巻市シルバー人材センター職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人花巻市シルバー人材センター（以下「センター」という。）職員就業規則第32条に基づき、センター職員の給与等に関する事項について定める。

(給与)

第2条 職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、寒冷地手当とする。

2 特定の業務を行うために採用した特別職員には、別に定める給料及び手当を支給する。

第2章 給料

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間に対する報酬として、この規程の定めるところにより支給する。

(給料表)

第4条 職員に適用する給料表は、別表第1のとおりとする。

2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第21条に規定する職員には適用しない。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、各級ごとの職務の分類は別表第2のとおりとする。

(初任給、昇格、昇給の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第3に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、別表第2に定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、原則として4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給を標準として決定するものとする。

5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が決定する。
(給料の支給方法)

第6条 給料の計算期間は月の1日から末日までとし、給料月額を1回に支給する。

2 給料の支給日は、その月の15日とする。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は金融機関の休日に当たるときは、その日後の15日に最も近い日曜日、祝日法による休日又は金融機関の休日でない日とする。

第7条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料月額は、その月の現日数から勤務を要しない日、及び指定週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第8条 理事長は、職員から申出があつたときは、その者に対し支給する給与を、その者の預金口座へ振込の方法によつて支払うことができる。

2 前項の給与の支給において、法令及び法令に基づく協約又は協定により給与から控除する金額があるときは、理事長はこれを控除してそれぞれの口座に払い込むことができる。

(給与の減額)

第9条 職員が勤務しないときは、職員就業規則第19条で定める休日及び同規則16条で定める勤務を要しない日（以下「休日及び勤務を要しない日」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養をうけているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母、及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円とする。ただし、同項第2号の子に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）に限り1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条の2 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実の生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（住居手当）

第11条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円

を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

- 2 住居手当の月額、次に掲げる額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - (1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額
 - (2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円) を 11,000 円に加算した額
- 3 職員に第 1 項に掲げる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、また同様とする。
- 4 住居手当の支給は、職員が新たに第 1 項に掲げる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

（通勤手当）

第 12 条 通勤手当は次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額が45,000円を越えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を越えるときは、5,000円）を45,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自動車等の通勤距離を考慮して次の区分に応じて支給する。

区 分	金 額
片道2キロメートル以上4キロメートル未満	2,100円
片道4キロメートル以上6キロメートル未満	3,400円
片道6キロメートル以上8キロメートル未満	4,600円
片道8キロメートル以上10キロメートル未満	5,700円
片道10キロメートル以上12キロメートル未満	6,900円
片道12キロメートル以上14キロメートル未満	8,100円
片道14キロメートル以上16キロメートル未満	9,200円
片道16キロメートル以上18キロメートル未満	10,400円
片道18キロメートル以上20キロメートル未満	11,500円
片道20キロメートル以上22キロメートル未満	12,600円
片道22キロメートル以上24キロメートル未満	13,700円
片道24キロメートル以上26キロメートル未満	14,800円
片道26キロメートル以上28キロメートル未満	15,800円
片道28キロメートル以上30キロメートル未満	16,900円
片道30キロメートル以上32キロメートル未満	17,900円
片道32キロメートル以上34キロメートル未満	18,800円
片道34キロメートル以上36キロメートル未満	19,700円
片道36キロメートル以上38キロメートル未満	20,700円
片道38キロメートル以上40キロメートル未満	21,700円
片道40キロメートル以上	23,300円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が45,000円を越えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を越えるときは5,000円）を45,000円に加算した額）

3 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として6箇月を越えない範囲内で1箇月を単位とした期間とする。

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当た

りの給与額に 100 分の 125 の割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第 14 条 休日及び勤務を要しない日において、勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 の割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）

第 15 条 第 12 条から前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額を 1 か月の平均所定勤務時間数（年間所定勤務時間を 12 で除した時間数）で除した額とする。

（管理職手当）

第 16 条 管理又は監督の地位にある事務局長、事務局次長、課長及び支所長に対して、その職員の受ける給料月額の 100 分の 20 をこえない範囲内で理事長の定める額を支給することができる。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第 17 条 第 13 条及び第 14 条の規定は、特別な場合を除き、前条に規定する職にある職員には適用しない。

第 4 章 特別手当

（期末手当）

第 18 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（センター職員就業規則第 36 条 4 号で定める職員及び臨時職員等で雇用期間が定められた者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（以下「期末手当基礎額」という。）に、6 月に支給する場合においては 100 分の 220、12 月に支給する場合においては、100 分の 230 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 6 箇月 | 100 分の 100 |
| (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 | 100 分の 80 |
| (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 | 100 分の 60 |
| (4) 3 箇月未満 | 100 分の 30 |

3 センター職員就業規則第 12 条第 2 項に定める再任用職員に対する前項の規定の適用

については、同項中「100 分の 220」とあるのは「100 分の 110」と、「100 分の 230」とあるのは「100 分の 125」とする。

第 18 条の 2 第 16 条の適用を受ける職員は、前条第 2 項における期末手当基礎額に、給料の月額に 100 分の 20 をこえない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算することができる。

(寒冷地手当)

第 19 条 寒冷地手当は、毎年 1 1 月から翌年 3 月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)に、在職する職員に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあっては 10,200 円(扶養親族のある職員にあっては 17,800 円)、その他の職員にあっては 7,360 円を超えない範囲内で理事長の定める額とする。

3 寒冷地手当の支給日は、理事長が定める。

(再任用職員についての適用除外)

第 20 条 第 9 条及び第 19 条の規定は、再任用職員には適用しない。

第 5 章 雑則

(非常勤職員等の給与)

第 21 条 常勤を要しない職員及び臨時職員について理事長は、常勤の職員との給与の権衡を考慮して予算の範囲内で給与を支給する。

2 期間を定めて雇用した職員の給与は、賃金及び割増し賃金とし、日額及び月額で定めた賃金を支給する。

3 前項の賃金の支給日は、毎月末日をもって締切り翌月 10 日以内に支給する。ただし、短期間の雇用のため、月の途中において期間満了した者に対しては、その都度支給することができる。

(欠勤者等の給与)

第 22 条 欠勤者又は休職者の給与については、第 9 条に規定する場合を除くほか労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)等関係法令に基づき理事長が定める。

(遅刻、早退者の給与)

第 23 条 職員が遅刻、早退した場合は、第 9 条の規定により算出した額を控除する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 1 月 23 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(職員が受けていた号級等の基礎)

2 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号

級は、旧社団法人花巻市シルバー人材センター職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 1 月 16 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、第 9 条(扶養手当)は平成 29 年 4 月 1 日から施行し、第 12 条(給与の減額)から第 15 条(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)は平成 29 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 9 条及び第 10 条は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、第 4 条は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。